## ■計画変更及び用途変更等の申請業務料金表

(別表3) 平成30年4月1日 改定

申請の種別			請床面積の取扱				備考	
計画変更の場合	a) 床面積の増加する部分がない場合							
	① 原則、変更する階の変更する前の1/2の床面積となります。							
	② 床面積が算定することが困難な場合は、下記の手数料となります。							
	例)・配置変更							
	・シックハウスの換気設備の変更							
	・浄化槽の変更							
	·その他					=		
		建築場所	手数料			-		
	i	奈良県内	¥8,000			-		
	ü	奈良県外	¥15,000					
		る階の変更する前の	D1/2の床面積と増加する ベ面積が100㎡以内の場		<del>)</del> .			
	① 原則、変更する上記a-①、b-①共	る階の変更する前の	カ1/2の床面積と増加する		<b>₹</b> .			
	① 原則、変更す。 上記a-①、b-①共	る階の変更する前の延く	D1/2の床面積と増加する べ面積が100㎡以内の場		<del>)</del> .	-		
	① 原則、変更す。 上記a-①、b-①共 i	る階の変更する前の延々 に変更する前の延々 建築場所	D1/2の床面積と増加する べ面積が100㎡以内の場 手数料		<del>ड</del> ़े .			
用途変更の場合	① 原則、変更す。 上記a-①、b-①共 i ii	る階の変更する前の延っ に変更する前の延っ 建築場所 奈良県内	D1/2の床面積と増加する べ面積が100㎡以内の場 手数料 ¥10,000 ¥16,000		<del>)</del> .			
用途変更の場合	① 原則、変更する部	る階の変更する前の延々 に変更する前の延々 建築場所 奈良県内 奈良県外	D1/2の床面積と増加する べ面積が100㎡以内の場 手数料 ¥10,000 ¥16,000		<del>)</del>			
	① 原則、変更する 上記a-①、b-①共 i i 用途を変更する部 a)同一棟となる既る 別途料金とな	る階の変更する前の延っ 建築場所 奈良県内 奈良県外 分の床面積となりま 存建築物が不適格の	D1/2の床面積と増加する べ面積が100㎡以内の場 手数料 ¥10,000 ¥16,000		<b>†</b> .			
用途変更の場合	① 原則、変更す: 上記a-①、b-①共  i  i  用途を変更する部  a)同一棟となる既ね	る階の変更する前の延っ 建築場所 奈良県内 奈良県外 分の床面積となりま 存建築物が不適格の	D1/2の床面積と増加する べ面積が100㎡以内の場 手数料 ¥10,000 ¥16,000		<del>)</del> .			
	① 原則、変更す: 上記a-①、b-①共  i  i  用途を変更する部  a)同一棟となる既ね	る階の変更する前の延っ に変更する前の延っ 建築場所 奈良県内 奈良県外 分の床面積となりま 存建築物が不適格のります。	D1/2の床面積と増加する べ面積が100㎡以内の場 手数料 ¥10,000 ¥16,000		<del>)</del> .			
曽築及び改築の場合	① 原則、変更す・ 上記a-①、b-①共 i ii 用途を変更する部。 a)同一棟となる既有 別途料金とない b)同一棟となる既有	る階の変更する前の延っ 建築場所 奈良県内 奈良県外 分の床面積となりま 存建築物が不適格の ります。 存建築物が不適格の ります。	D1/2の床面積と増加する べ面積が100㎡以内の場 手数料 ¥10,000 ¥16,000 *す。		<del>)</del>			